

(実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)  
**第四百十六條** 実用船用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。  
 別記様式第一及び別記様式第二中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に改める。  
 (核燃料物質等車両運搬規則の一部改正)

**第四百十七條** 核燃料物質等車両運搬規則(昭和五十三年運輸省令第七十二号)の一部を次のように改正する。

本則(第二条及び第七条を除く)中「総理府令」を「外運搬規則」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「科学技術庁長官」を「主務大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。  
 第二条第二項第二号中「総理府令」を「外運搬規則」に改め、同項第八号中「総理府令」を「外運搬規則」に改める。

第七条第一項中「科学技術庁長官」を「主務大臣(法第五十九条の二第二項各号に掲げる使用者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣をいう。以下同じ)」に改め、同条第三項中「総理府令」を「外運搬規則」に改める。

(造船業基盤整備事業協会に対する特定船舶製造事業者の納付金の納付に関する省令の一部改正)  
**第四百十八條** 造船業基盤整備事業協会に対する特定船舶製造事業者の納付金の納付に関する省令(昭和五十四年運輸省令第六号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第四条中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 (造船業基盤整備事業協会及び会計に関する省令の一部改正)  
**第四百十九條** 造船業基盤整備事業協会の財務及び会計に関する省令(昭和五十四年運輸省令第七号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正)  
**第五百十條** 放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則(昭和五十六年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に改める。  
 第二条及び第三条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員)の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令の一部改正

**第五百十一條** 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第四十三条の二第一項の規定により立入検査を行う職員)の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令(昭和五十六年運輸省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に、「~~抜すい~~」を「~~抜粋~~」に、「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令の一部改正)

**第五百十二條** 放射性同位元素等に係る指定運搬方法確認機関に関する省令(昭和五十六年運輸省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 別記様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に、「~~抜すい~~」を「~~抜粋~~」に、「科学技術庁長官」を「文部科学大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶のトン数の測定に関する法律施行規則の一部改正)  
**第五百十三條** 船舶のトン数の測定に関する法律施行規則(昭和五十六年運輸省令第四十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令で」を「国土交通省令で」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 第五十九条第一項中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、「地方運輸局又は海運監理部の」を削り、「沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一十條第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二條第二項に規定する事務」に改める。

閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一十條第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第七十五号)第二百一十二條第二項に規定する事務」に改める。  
 第七十一条第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

附則第三項を次のように改める。  
 3 削除

附則第四項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第八号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
**第五百十四條** 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等の再編成に関する省令(昭和五十六年運輸省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
 (船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令の一部改正)

**第五百十五條** 船員となろうとする者に関する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等離職者の再就職の促進に関する省令(昭和五十六年運輸省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第四条(見出しを含む)中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
 第六条第一項中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第三」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第五」に改め、「地方運輸局の」を削り、「沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条第一項」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一十條第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二條第二項に規定する事務」に改める。

第九條第二項及び第六條第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。  
**第五百十六條** 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律施行規則(昭和五十六年運輸省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に改める。  
 別記様式中「~~運輸大臣~~」を「~~国土交通大臣~~」に改める。

(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正)  
**第五百十七條** 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令(昭和五十八年運輸省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四條 第六條第二項及び第七條第一項中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。  
**第五百十八條** 海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令(昭和五十八年運輸省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令で」を「国土交通省令で」に、「総理府令、運輸省令」を「国土交通省令、環境省令」に改める。

第三条の二中「運輸省令の」を「国土交通省令の」に改める。

第四条第三項第三号中「地方運輸局等海運支局組織規程(昭和二十六年運輸省令第五十号)別表第二」を「地方運輸局組織規則(平成十三年国土交通省令第二十三号)別表第三」に改め、「地方運輸局若しくは海運監理部の」を削り、「沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)第十条第一項」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十七条第一項」に、「運輸省組織令(昭和五十九年政令第七十五号)第二百一十條第一項の海事に関する事務」を「国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二條第二項に規定する事務」に改める。

成十二年政令第二百五十五号)第二百一十二條第二項に規定する事務」に改める。